

## 役員等の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人全国税理士共栄会文化財団（以下「この法人」という。）の定款第17条、第33条及び第46条及び第47条の規定に基づき、役員、評議員、選考委員及びその他の委員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事、評議員、選考委員及びその他の委員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等は、無報酬とする。ただし、役員等の退任にあたっては、その任期の期間に応じ、別に定める表彰規程に基づき記念品料を支給する。

### (費用の支給)

第4条 この規程に基づく費用の支給については、別途旅費支給に関する基準に定めるものとする。

- 2 本財団以外からの旅費支給がある場合には、本財団の旅費支給に関する基準等を準用して、費用の額を支払うものとする。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月28日から施行する。